

青森県報

第百七十九号

令和二年
七月六日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の氏名、主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………(保健衛生課) ……三

公 告

- 令和二年度青森県漂着ごみ組成調査業務に係る一般競争入札……………(環境政策課) ……四
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……五
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……六
- 右 同……………(同) ……六
- 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定……………(同) ……七
- 県営土地改良事業計画の変更の決定……………(同) ……七

雑 報

告 示

○令和二年度行政書士試験の実施について……………(総務学事課) ……八

青森県告示第五百五十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	居宅介護事業者	居宅介護事業者	廃止年月日
主たる事務所の所在地	平川市柏木町藤山三七の五	平川市柏木町藤山三四の二三	平川市柏木町藤山三四の二三	令和二年七月六日
業務の種類	訪問介護、訪問看護	訪問看護ステーション	訪問看護ステーション	
医療法人みらい会				

青森県告示第五百五十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	介護予防事業者	廃止年月日
主たる事務所の所在地			
業務の種類	介護予防	介護予防	
名 称			
主たる事務所の所在地			

医療法人みらい会	平川市柏木町藤山三七の五	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション なごみ	平川市柏木町藤山三四の二三	令和元・二・二〇
----------	--------------	----------	----------------	---------------	----------

青森県告示第五百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人みらい会	平川市柏木町藤山三七の五	訪問看護ステーション なごみ	平川市柏木町藤山三四の二三	平成二五・四・三〇

青森県告示第五百五十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
居宅介護事業者	平川市柏木町藤山三七の五	居宅介護事業所	平川市柏木町藤山三四の二三	令和元・二・二〇

医療法人みらい会	平川市柏木町藤山三七の五	訪問介護看護、訪問看護	訪問看護ステーション なごみ	平川市柏木町藤山三四の二三	令和元・二・二〇
----------	--------------	-------------	----------------	---------------	----------

青森県告示第五百五十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人みらい会	平川市柏木町藤山三七の五	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション なごみ	令和元・二・二〇

青森県告示第五百五十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	指定医 の区分
近江 洋嗣	照井 健	照井 健	照井 健	氏 名
医療法人整 友会弘前記 念病院	青森県立中 央病院	国民健康保 険柳中央 病院	弘前大学医 学部附属病 院	主として指定難病の診断 を行う医療機関 名称
弘前市大字境 字西田五九の一	青森市東造道二 丁目一の一	北津軽郡板柳町 大字灰沼字岩井 七四の二	弘前市大字本町 五三	所在地
整形外科	内科	内科	内分泌内 科	担当する 診療科名
二・四・一	令和 二・二・一	令和 二・二・一	令和 二・二・一	変更 年月日

青森県知事 三 村 申 吾

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から氏名、主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があつたので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和二年七月六日

青森県告示第五五十七号

医療法人みらい 会	平川市柏木町藤 山三七の五	主たる事務所の 所在地	居宅介護支援事業者
訪問看護ステー ションなごみ	平川市柏木町藤 山三四の二三	所在地	居宅介護支援事業所
平成 三五・四・三〇			廃 年月日 止

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指	定難 医指
葉佐々木 一	織田 一葉	今井 篤	今井 篤	武田 育子	武田 育子	遠藤 知秀	遠藤 知秀	十倉 知久	十倉 知久	齊藤 孝幸	齊藤 孝幸
仁会十和田 第一病院	医療法人泰 和	公益財団法 人弘前腎 臓病研究 所	弘前大学医 学部附属病 院	弘前大学医 学部附属病 院	弘前大学医 学部附属病 院	八戸市立市 民病院	八戸市立市 民病院	八戸市立市 民病院	八戸市立市 民病院	一般財団法 人双仁会青 森厚生病院	国民健康保 険大間病 院
十和田市東三 番一〇の七〇	十和田市東三 番一〇の七〇	弘前市大字小 沢山崎九〇	弘前市大字本 町五三	弘前市大字本 町五三	弘前市大字本 町五三	八戸市田向三 丁目一の一	八戸市田向三 丁目一の一	八戸市田向三 丁目一の一	八戸市田向三 丁目一の一	青森市大字新 城四八八の一	下北郡大間町 大字大間平 二〇の七八
耳鼻咽喉 科	耳鼻咽喉 科	泌尿器科	泌尿器科	耳鼻咽喉 科	耳鼻咽喉 科	循環器科	循環器科	救命救急 センター 救急科	救命救急 センター 救急科	化外科、消 化器外科	内科
二・六・四	二・六・四	〃	〃	二・六・一	二・六・一	〃	〃	〃	〃	〃	〃

公 告

令和二年度青森県漂着ごみ組成調査業務に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和二年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

- 1 業務名 令和二年度青森県漂着ごみ組成調査業務
 - 2 業務内容 入札説明書による。
 - 3 履行期限 令和三年二月二十六日
- 二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項に規定する者に該当しない者であること。

2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第二百二十八條の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

3 次の(一)及び(二)のいずれかの条件を満たすこと。

- (一) 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）、平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号（物品等の競争入札参加資格）、又は令和二年二月十日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、調査及び研究に係る契約についてAの等級に格付けされた者であること。

(二) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和五十八年二月青森県規則第六号）第五条の規定により、一般競争入札に参加する資格があると認定され、第七条第一項に規定する有資格建設関連業者名簿の土木関係建設コンサルタント業務に登録されている者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に

知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

三 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部環境政策課循環型社会推進グループ

電話 〇一七―七三四―九二四九

四 入開札の日時及び場所

1 日時

令和二年七月三十日 午前十時

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟二階A会議室

3 その他

郵送又は電送による入札は認めない。

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

青森県財務規則第三百三十二條第一項第二号により免除する。

2 契約保証金

青森県財務規則第五百九條の規定による。

六 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

七 契約の締結

1 青森県財務規則第五百十一條の規定により、落札決定の日から七日以内に契約を締結する。ただし、落札者からの申し出により契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りでない。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

八 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書及び入札説明書に定める事項を遵守すること。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨
2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県環境生活部環境政策課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他

詳細は入札説明書による。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートリアルおいらせ店

上北郡おいらせ町上久保六三の一〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社トリアルカンパニー

福岡県福岡市東区多の津一丁目一二の二

代表取締役 石橋亮太

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社トリアルカンパニー

福岡県福岡市東区多の津一丁目一二の二

代表取締役 石橋亮太

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年三月三十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、八二八平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一八五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

三〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一三八平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

二十四時間

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

八 届出年月日

令和二年六月二十三日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2 期間

令和二年七月六日から同年十一月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和二年十一月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、深味長野地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（区画整理）（農業用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に對する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければなら

ないこととされている。

令和二年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年七月七日から同年八月五日まで

三 縦覧の場所

板柳町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、砂沢水路地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に對する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければなら

令和二年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年七月七日から同年八月五日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所、つがる市役所及び鶴田町役場

県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、金沢水管橋地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（緊急耐震工事））の緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この緊急耐震工事計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この緊急耐震工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、緊急耐震工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和二年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

緊急耐震工事計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年七月七日から同年八月五日まで

三 縦覧の場所

七戸町役場

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、三戸地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項

の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和二年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年七月七日から同年八月五日まで

三 縦覧の場所

三戸町役場

雑 報

令和2年度行政書士試験の実施について

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定により別表第一に掲げる都道府県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め(平成11年自治省告示第250号)第8に基づき、次のとおり公示します。

令和2年7月6日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理 事 長 多賀谷 一照

1 試験期日 令和2年11月8日(日) 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
北海道	北海学園大学豊平キャンパス 道北経済センタービル	北海道札幌市豊平区旭町4-1-40 北海道旭川市常盤通1
青森県	青森中央学院大学	青森県青森市横内字神田12-2-1
岩手県	岩手大学	岩手県盛岡市上田3-18-8
宮城県	東北福祉大学スリージョンキャンパス	宮城県仙台市青葉区国見1-19-1
秋田県	秋田大学手形キャンパス	秋田県秋田市手形学園町1-1
山形県	ヒルズサンピエツ山形	山形県山形市蔵王飯田637
福島県	日本大学工学部	福島県郡山市田村町徳定字中河原1
茨城県	流通経済大学龍ヶ崎キャンパス	茨城県龍ヶ崎市平畑120
栃木県	宇都宮大学峰キャンパス	栃木県宇都宮市峰町350
群馬県	高崎経済大学	群馬県高崎市上並榎町1300
埼玉県	獨協大学	埼玉県草加市学園町1-1
千葉県	城西大学坂戸キャンパス	埼玉県坂戸市けやき台1-1
東京都	日本大学理工学部船橋キャンパス 目白大学新宿キャンパス 武蔵大学江古田キャンパス 中央大学多摩キャンパス 明治大学和泉キャンパス 上智大学四谷キャンパス	千葉県船橋市習志野台7-24-1 東京都新宿区中落合4-31-1 東京都練馬区豊玉上1-26-1 東京都八王子市東中野742-1 東京都杉並区永福1-9-1 東京都千代田区紀尾井町7-1
神奈川県	青山学院大学相模原キャンパス	神奈川県相模原市中央区淵野辺5-10-1
新潟県	朱鷺メッセ	新潟県新潟市中央区万代島6-1
富山県	富山大学五福キャンパス	富山県富山市五福3190
石川県	金沢医療技術専門学校	石川県金沢市福川新町7-1
福井県	福井大学文京キャンパス	福井県福井市文京3-9-1
山梨県	山梨大学甲府東キャンパス	山梨県甲府市武田4-3-11
長野県	J-A長野県ビル	長野県長野市南長野北石堂町1177-3
岐阜県	松本歯科大学	長野県塩尻市広丘郷原1780
静岡県	ソフトピアアゼン(センタービル・大垣市情報工房)	岐阜県大垣市加賀野4-1-17
静岡県	日本大学国際関係学部(三島駅北口校舎)	静岡県三島市文教町1-9-18
愛知県	南山大学名古屋キャンパス	愛知県名古屋市昭和区山里町18

三重県	津市立三重短期大学校舎棟	津市立三重短期大学校舎棟
滋賀県	立命館大学びわこ・くさつキャンパス	滋賀県津市一身田中野157
京都府	国立京都国際会館	京都府京都市左京区岩倉大鷲町422
大阪府	関西大学千里山キャンパス 近畿大学東大阪キャンパス	大阪府吹田市山手町3-3-35 大阪府東大阪市小岩江3-4-1
兵庫県	神戸ポートピアホテル 姫路独協大学	兵庫県神戸市中央区港島中町6-10-1 兵庫県姫路市上大野7-2-1
奈良県	神戸学院大学有瀬キャンパス 奈良県コンベンションセンター 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬518 奈良県奈良市三条大路1-691-1 和歌山県和歌山市手平2-1-2
鳥取県	公立鳥取環境大学	鳥取県鳥取市若葉台北1-1-1
島根県	くまびきメッセ	島根県松江市学園南1-2-1
岡山県	山陽学園中学校・高等学校	岡山県岡山市中区門田屋敷2-2-16
広島県	広島サンフラザ	広島県広島市西区南江センター3-1-1
山口県	徳山大学	山口県周南市学園台
徳島県	徳島県J△会館	徳島県徳島市北佐古一番町5-12
香川県	香川大学幸町キャンパス	香川県高松市幸町1-1
愛媛県	アイテムえひめ	愛媛県松山市大可賀2-1-28
高知県	高知中等高等学校	高知県高知市北端町100
福岡県	福岡工業大学 佐賀大学本庄キャンパス	福岡県福岡市東区和白東3-30-1 佐賀県佐賀市本庄町1
長崎県	長崎大学文教キャンパス	長崎県長崎市文教町1-14
熊本県	熊本大学黒髪南地区	熊本県熊本市中央区黒髪2-39-1
大分県	ホテル日航大分オアシスタワー	大分県大分市高砂町2-48
宮崎県	宮崎県立宮崎工業高等学校	宮崎県宮崎市天満町9-1
鹿児島県	鹿児島県建設センター 鹿児島県鹿儿岛市自治会館	鹿児島県鹿児島市鶴池新町6-10 鹿児島県鹿児島市鶴池新町7-4
沖縄県	沖縄空手会館 那覇市立金城中学校	沖縄県豊見城市豊見城854-1 沖縄県那覇市金城4-4-1

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関する必要な法令等(出題数46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和2年4月1日現在施行されている法令に出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

- ① 試験は、筆記試験によって行います。
- ② 出題の形式は、「行政書士の業務に関する必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

* 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布

- ① 配布期間：令和2年7月27日(月)から令和2年8月28日(金)まで
- ② 配布場所：別表第二に掲げる場所（青森県、岩手県及び秋田県の場合）で行います。なお、土曜日、日曜日及び国民の祝日は配布を行いません。

(2) 受験願書及び試験案内の郵送での配布

- ① 配布期間：令和2年7月27日(月)から令和2年8月21日(金)まで
受験願書及び試験案内の郵送での配布請求期間は、令和2年7月6日(月)から令和2年8月21日(金)（必着）までです。この期間内に請求があったものについて、上記配布期間に郵送配布します。
- ② 配布方法：住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒(角形2号=A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒)に、郵便切手140円分を貼付し、下記の宛先まで請求してください。

受験願書及び試験案内の請求先
〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

- ① 受付期間：令和2年7月27日(月)から令和2年8月28日(金)まで
- ② 受付場所：一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。
※ 8月28日(金)の消印があるものまで受け付けます。
- ③ 提出書類：受験願書(顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付があるもの)

(2) インターネットによる受験申込み

- ① 受付期間：令和2年7月27日(月)午前9時から令和2年8月25日(火)午後5時まで
インターネットによる受験申込みは、8月25日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力完成了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。
※ この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能です。入力方法等手続の詳細については、当センターホームページにアクセスし、ご確認ください。ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>
※ 受付最終日(8月25日(火))は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることをご予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

② 受験手数料の払込み

- ア 受験手数料は、クレジットカード(申込者本人名義のもの)に限ります。)又はコンビニエンスストアで払い込んでください。
- イ 利用できるクレジットカード
VISA、Master、JCB、アメリカン・エキスプレス、Diners
- ウ 利用できるコンビニエンスストア
セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート

ト、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料 7,000円

受験手数料の払込み方法については、試験案内をご覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかった場合などを除き、返還しません。

(4) 連絡先(問合せ先)

一般財団法人行政書士試験研究センター
郵便番号 102-0082
所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階
電話番号 03-3263-7700

6 特別措置の実施

- (1) 身体の機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。なお、申出の時期や障がいの内容等によっては希望に沿えない場合があります。
- (2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み(郵送による受験申込み)又は「インターネットによる受験申込み」をする前に、必ず当センターまでご相談ください。
※ 特別措置の手続については、試験案内をご覧ください。

7 合格発表の日時及び方法

- (1) 日 時 令和3年1月27日(水) 午前9時
- (2) 方 法 一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示版に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)にも合格者の受験番号を掲載(掲載開始時間は、合格発表日の午前中)します。

別表第一 行政書士法第4条第1項の規定により、一般財団法人行政書士試験研究センターに試験事務を委任した都道府県知事

北海道知事	埼玉県知事	岐阜県知事	鳥取県知事	佐賀県知事
青森県知事	千葉県知事	静岡県知事	島根県知事	長崎県知事
岩手県知事	東京都知事	愛知県知事	岡山県知事	熊本県知事
宮城県知事	神奈川県知事	三重県知事	広島県知事	大分県知事
秋田県知事	新潟県知事	滋賀県知事	山口県知事	宮崎県知事
山形県知事	富山県知事	京都府知事	徳島県知事	鹿児島県知事
福島県知事	石川県知事	大阪府知事	香川県知事	沖縄県知事
茨城県知事	福井県知事	兵庫県知事	奈良県知事	
栃木県知事	山梨県知事	奈良県知事	高知県知事	
群馬県知事	長野県知事	和歌山県知事	福岡県知事	

別表第二 試験案内・受験願書記布場所（青森県、岩手県及び秋田県の場合）

試験地	配布場所	所在地	配布時間
青森県	青森県総務部総務学事課 法規グループ	青森市長島1-1-1	8:30~17:15
	青森県中南部地域民局	弘前市大字藏主町4	
	青森県三人地域民局	八戸市大字尻内町字郷田7	
	青森県下北地域民局	むつ市中央1-1-8	
	青森県行政書士会	青森市花園1-7-16	
岩手県	岩手県ふるさと振興部市町村課	盛岡市内丸10-1	9:00~17:00
	岩手県庁舎内県民室	盛岡市内丸10-1	
	盛岡広域振興局経営企画部	盛岡市内丸11-1	
	奥南広域振興局総務部 花巻総務センター	花巻市花巻町1-41	
	奥南広域振興局土木部 北上土木センター	北上市芳町2-8	
	奥南広域振興局総務部	奥州市水沢大手町1-2	
	奥南広域振興局総務部 一関総務センター	一関市竹山町7-5	
	奥南広域振興局土木部 千厩土木センター	一関市千厩町千厩字北方85-2	
	岩手広域振興局経営企画部 大船渡地域振興センター	大船渡市猪川町字前田6-1	
	奥南広域振興局土木部 遠野土木センター	遠野市六日町1-22	
	岩手広域振興局経営企画部	釜石市新町6-50	
	岩手広域振興局経営企画部 宮古地域振興センター	宮古市五月町1-20	
	奥北広域振興局経営企画部	久慈市八日町1-1	
	奥北広域振興局経営企画部 二戸地域振興センター	二戸市石切字字喰渡9-3	
秋田県	岩手県行政書士会	盛岡市菜園1-3-6 農林会館 5階	9:00~17:00
	秋田県鹿角地域振興局総務企画部	鹿角市花輪字六月田1	
	秋田県北秋田地域振興局総務企画部	北秋田市鷹巣字東中宮76-1	
	秋田県山本地域振興局総務企画部	能代市御指南町1-10	
	秋田県秋田地域振興局総務企画部	秋田市山王4-1-2	
	秋田県由利地域振興局総務企画部	由利本荘市本林366	
	秋田県仙北地域振興局総務企画部	大仙市大曲上茶町13-62	
	秋田県平鹿地域振興局総務企画部	横手市旭川1-3-41	
	秋田県雄勝地域振興局総務企画部	湯沢市千石町2-1-10	
	秋田県行政書士会	秋田市山王4-4-14 秋田県教育会館 3階	

(注) 土曜日、日曜日及び国民の祝日は配布しません。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円